令和７年４月１日

豊橋市立本郷中学校いじめ防止基本方針

１　いじめ防止等の対策に関する基本認識

≪いじめの定義≫

「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している当該生徒等と一定の人間関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

※　「一定の人間関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動、塾、スポーツクラブ等当該生徒が関わっている仲間や集団の中の人的関係を指す。

※　「物理的な影響」とは、身体的な影響のみならず、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことをさせられたりすること等を意味する。

【平成２５年９月２８日施行「いじめ防止対策推進法」第２条より】

個々の行為がいじめにあたるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立ち、悩みを親身になって受け止め、あくまでもいじめられている児童生徒の認識によることに留意します。 ただし、いじめがエスカレートしたり、相談したことに対する仕返しを恐れたりするあまり、いじめられていても本人がそれを否定する場合があることを踏まえ、本人からの訴えだけに限定した対応をしないようにします。

≪具体的ないじめの態様の例≫

・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
・仲間はずれ、集団による無視をされる
・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
・金品をたかられる
・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

【平成 25 年 10 月 11 日文部科学大臣決定『国の基本方針』より】

≪いじめの理解≫

○　いじめはどの集団にもどの児童生徒にも起こり得る問題である

友人関係における双方の力関係のバランスが崩れると、「遊び・ふざけ」が「いじめ」へと変わったり、多くの児童生徒が入れ替わりながらいじめを繰り返したりします。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり、多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」と同様、生命又は身体に重大な危険を生じさせることもあります。

○　いじめの構造や、児童生徒の人間関係を踏まえた指導が必要である

日頃から、学級や部活動等の所属集団に存在する人間関係の序列化やグループ化など、構造上の問題を十分踏まえておく必要があります。その上で、いじめの「加害者」「被害者」という関係だけでなく、「観衆」としてその周りでいじめ行為をはやし立てたりおもしろがったりする者や、「傍観者」として見て見ぬふりをして黙っている者等、いじめの構造的な人間関係にも注意を払う必要があります。いじめを防ぐに

は、「傍観者」の中から勇気をふるっていじめを抑止する「仲裁者」や、いじめを告発する「相談者」が現れるかどうかがポイントになります。学級・ホームルーム担任が信頼される存在として児童生徒の前に立つことによって初めて、児童生徒の間から「相談者」や「仲裁者」の出現が可能となります。加えていじめの傍観者が「仲裁者」や「相談者」に転換するように促す取り組みを、道徳科や学級・ホームルーム活動等において行うことが重要です。

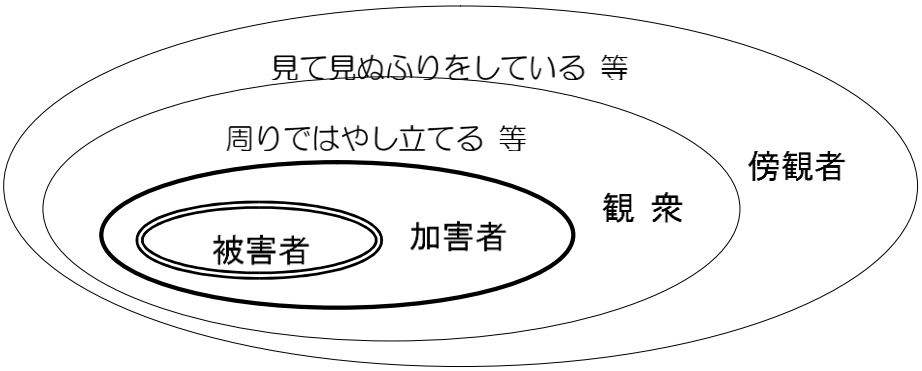

※相談者…被害者の側に立って、いじめを告発する存在
※仲裁者…加害者に対して、勇気を出していじめを抑制する存在

○ 常に重大事態を想定して指導にあたる

いじめは大人の目が届きにくいところで行われていることが多いことから、いじめが発見、認知されたときには、すでに重大な事態に至っている可能性があることを十分に理解した上で対処することが大切です。

○ 特別な教育的配慮が必要な児童生徒の背景を理解して指導にあたる

発達障害のある児童生徒やその疑いのある児童生徒、特別支援学級に在籍している児童生徒、または外国人児童生徒等がいじめを受けたりする場合があります。これらの児童生徒は、その特性から自分の気持ちをうまく伝えることや相手の気持ちを理解することを苦手とする場合があるために、周囲から理解されずに孤立し、いじめとして認知されにくいことがあります。また、家庭の状況等からいじめにつながる場合も想定していなければなりません。こうした教育的配慮が必要な児童生徒の背景を十分理解した上で適切に対処する必要があります。

○ 教職員が確かな人権感覚を備え、偏見や差別的言動に対して迅速に指導にあたる

性的指向※１や性自認※２で悩みを抱える児童生徒にとって、教職員の存在が安心できる身近な大人となるように努めることは必要不可欠です。当事者は、自分の悩みを秘匿しておきたい場合があることを踏まえた上で、学校においては、日頃から児童生徒が相談しやすい環境を整えていくことが望まれます。そのためには、まず教職員が性的指向や性自認にかかわる正しい知識をもち人権感覚を備え、性別に関わる冗談を言ったり、からかったりしてはいけません。そして、性別にかかわるからかいや心ない言動を見聞きしたときには、その言動を差別として認識し、迅速に指導する必要があります。

※１ どの性別を好きになるかならないか
※２ 自分の性別をどのようにとらえているか

2　いじめ防止等の基本的な考え方

（1）学校のいじめに対する基本理念

「いじめをしない・させない・見逃さない」

・生徒は、学校の内外を問わず決していじめを行ってはならない。また、いじめを見過ごしてはならない。
・教職員は、いじめ防止および対策を学校に課せられた重大な課題としてとらえ、真摯に対応するとともに、いじめを生まない学校づくりに努めなければならない。

（2）学校のいじめに対する基本方向

☆ いじめの未然防止

いじめの問題を根本的に克服していくためには、すべての児童生徒を対象としたいじめの未然防止に取り組むことが何よりも重要です。そのため、児童生徒はもちろんのこと、教職員をはじめ関係者が一体となっていじめを生まない風土をつくることが不可欠です。

①生徒の居場所づくりと絆づくり

学校では、いじめを生まない風土をつくるため、児童生徒が自己存在感をもって安心して過ごすことのできる「居場所づくり」を進めます。そして、授業や学校行事の中で、他者から認められ、他者の役に立っているという自己有用感をベースとして、互いを認め合う人間関係を築けるような場面を作ることで児童生徒同士の「絆づくり」を進めます。

②「いじめを許さない」という意識の徹底

「いじめを許さない」という意識を児童生徒の中に浸透させ、いじめの構造における「観衆」「傍観者」が「仲裁者」「相談者」となり、自分たちの集団にあるいじめを自分たちの手で解消していこうとする自浄力を高めます。

③いじめを助長させない大人の意識

教職員をはじめとする大人は、自身の言動が、児童生徒の心に大きな影響を及ぼすことがあることを常に意識して行動します。大勢の前で、特定の児童生徒にとって負のイメージとなる言動をしたり、冷やかしたりすることが、児童生徒のいじめを助長する場合があることを自覚しています。

④いじめ問題に対する地域連携

いじめ防止基本方針について周知し、いじめ問題に対する取組みの重要性について市民全体の認識を高めます。そして、市、学校、家庭、地域が一体となっていじめの未然防止の啓発活動を進めます。

☆いじめの早期発見

いじめの早期発見が、いじめへの迅速な対処の第一歩となります。そのため、児童生徒のわずかな変化や兆候であっても事案を軽視することなく、いじめではないかとの視点をもって、早い段階から情報収集に努め、的確にいじめを認知する環境づくりを心がけます。

①児童生徒のわずかな異変に気づく敏感な感性

児童生徒は、「報復をされる」「保護者に心配をかけたくない」などの理由でいじめられた事実を話さないばかりか、ときには事実を否定することもあります。すべての教職員が、何気ない児童生徒の言動からわずかな異変に気づく感性を磨くとともに、児童生徒のどのような話も真剣に受け止め対応します。

②相談しやすい雰囲気づくり

いじめに気づいたまわりの児童生徒が「観衆」「傍観者」になることは、いじめを助長し、いじめに加担しているのと同じであるとの認識をもたせます。そして、集団のいじめをなくし、いじめられている児童生徒を守るための「仲裁者」となり、担任、養護教諭、スクールカウンセラーなどの教職員や保護者に安心して相談できる雰囲気づくりに努めます。

③組織で対応する教職員集団づくり

いじめや児童生徒のわずかな異変に気づいた教職員が一人で抱え込まず、早い段階から教職員間で情報を共有し、互いに支え合える協働的な指導体制を整え、児童生徒の様子について気軽に話題にできる風通しのよい教職員集団づくりに努めます。

☆いじめの対応

いじめが確認された場合、学校はいじめを受けた児童生徒や、いじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保するとともに、いじめを行った児童生徒に対して適切に指導します。こうした一連の対応を迅速に行うための体制強化を図ります

①迅速で慎重な事実確認

児童生徒のいじめの疑いを認知した場合、教職員はいじめられている児童生徒の立場に立って、受容的な姿勢で話を聞き、迅速に対応します。いじめに対する関係児童生徒の認識にはそれぞれ「ずれ」があることを理解した上で、伝聞情報に惑わされないよう、慎重に事実の確認を行います。

②児童生徒の安全確保

いじめられている児童生徒といじめの行為を相談してきた児童生徒の安全を最優先することを心がけて対応します。特に、いじめを相談したことにより、いじめがエスカレートしたり、新たないじめが起きたりしないよう、よりきめ細かな見守りを継続的に行います。いじめは加害者と被害者が入れ替わって、いじめをした児童生徒が逆にいじめられることがあり得るため、いじめた側にも十分配慮して対応します。

③組織的な対応

いじめに関わった児童生徒からの聞き取りは、「いじめ防止対策組織」で分担するなど組織的に対応を行います。普段から、教職員一人ひとりが、いじめを把握した場合の対処について共通理解をしておくとともに、小委員会を各学校で設けるなどして、組織的かつ迅速な対応を可能とする体制を整備します。

④家庭への情報提供

確認できた事実については、該当する児童生徒の保護者に対して迅速に伝えることを原則とし、いじめられている児童生徒の保護者には、今後の指導方針について説明責任を果たすとともに、指導のプロセスや結果について報告します。

⑤警察との連携の徹底

いじめが犯罪行為、あるいはその疑いがあると認められるとき、もしくは重大な被害が生じる恐れのあるときは、教育的な配慮や被害者の意向を踏まえた上で、ためらうことなく直ちに警察に相談・通報を行い、適切な援助を求めます。警察との日常的な情報共有・相談体制を構築するため、学校・警察双方において、連絡窓口となる担当職員の指定を徹底します。

3　いじめ防止対策組織（生徒指導委員会・生活サポート委員会、いじめ・不登校対策委員会）

（1）構 成 員　○校長　○教頭　○教務主任　○校務主任、特別支援教育コーディネーター　○生徒指導主事、生活サポート主任　○各学年生徒指導担当　各学年生活サポート担当　○特別支援学級主任　○養護教諭、スクールカウンセラー　（○関係学年担当教諭）
※緊急の場合は、○がついているメンバーの中での開催可

（2）役　　割　≪いじめの未然防止に関して≫
- ◆ 各学校の基本方針に基づく取組みや、具体的な教育課程の作成・実行・ 検証・修正
- ◆ 教職員の資質向上のための校内研修
- ◆ 生徒や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発
- ◆ いじめの相談、通報の窓口

≪いじめが発生した場合≫
- ◆ いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動等に関わる情報の収集と記録
- ◆ 問題の解決に向けた具体的な方策の検討、実行
- ◆ 保護者、関係機関との連携によるいじめを受けた児童生徒への継続した支援

（3）開 催 日　生徒指導委員会は、毎週１回行います。
生活サポート委員会は、隔週で１回行います。
重大事態発生時には、いじめ・不登校対策委員会を適宜開催します。

（4）内　　容　いじめ、不登校、発達的に配慮が必要な生徒、その他気に留めておきたい生徒等について話し合い、現状の把握、改善のための具体的方策、方策の検証を行います。
※　毎週行う主任会の中でも重要ないじめ問題を取り上げます。

（５）体　　制

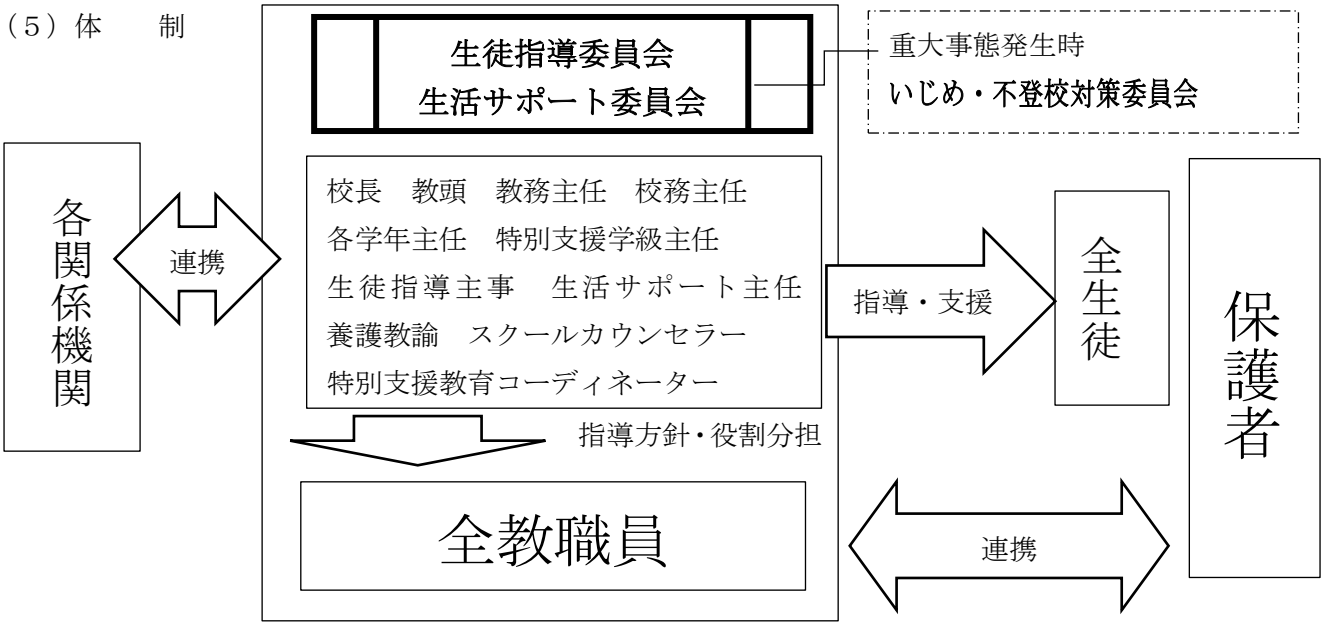

４　いじめ防止等に関する具体的な取り組み

学校の重点努力目標に「いじめ撲滅」を意識した『目ざす生徒像』を掲げ、取り組みます。

（１）学校いじめ防止基本方針の策定

各学校は、国の基本方針と市基本方針を参酌し、学校としてどのようにいじめ防止等の取り組みを行うかについて、基本的な方向や取組みの内容を、「学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という。）として定めます。「学校基本方針」の具体的な内容としては、いじめの未然防止、早期発見・早期対応、重篤ないじめへの対処等、いじめ問題全体に関わる内容となります。

（２）ＰＤＣＡサイクルによるいじめが生まれにくい風土づくり

まだ顕在化していないものの、この先いじめにつながりかねない問題まで積極的に発見しようとする試みと、そこで明らかになった課題を解決に導く教育課程の策定と実行、その結果を定期的に点検し、この一連の過程を見直す作業、そしてこれらを繰り返すＰＤＣＡサイクルによる取組みを進めます。そして、学校評価においても、こうした点を踏まえた目標を設定し、具体的な進捗状況や達成状況を評価しつつ、評価結果を基に取組みの見直しや改善を図ります。

（３）学校における対策組織の充実

各学校においては、いじめ防止等の対策を行う「いじめ防止対策組織」を設置します。（既存の「生活サポート委員会」「生徒指導委員会」をこれに充てることもあります）事案 によっては教職員だけでなく、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等心理や福祉の専門家、教員、警察官経験者等の地域人材を活用し、それぞれの役割や専門性を発揮して、解決に向けて組織的、実効的に取り組みます。

【研究組織を活用したいじめ防止対策】
「学習部」、「生徒指導部」、「特活部」、「生活サポート部」、「ICT 部」それぞれの部の特性や分野を生かします。各部の協力体制のもと、『認め合い、かかわり合いながら、仲間とともに成長する生徒』を育成し、いじめのない学校を目ざします。

（４：a）いじめの未然防止の取り組み

① いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、すべての児童生徒が安心感を抱き、自己肯定感や自己有用感を感じられる「居場所づくり」「絆づくり」を意識して教育活動を展開していきます。

② 互いを認め合い、高め合う温かい学級集団づくりを基盤に、児童生徒の個性や能力に応じた教育活動を展開することにより、いじめを生まない人間関係や学校風土をつくります。

③ 道徳教育や人権教育を軸に様々な教育活動を通して仲間づくりを行い、思いやりの心を育成します。

④ 児童生徒たちが主体的に取り組める活動を展開し、達成感を味わったり成功体験を味わったりすることで、自己肯定感や自己有用感、自他を尊重する態度を育成します。

⑤ 児童生徒に「いじめは絶対に許さない」という強い信念をもたせることで、いじめをやめさせたいと思う心を育み、児童生徒の自主的、主体的な活動による「自浄力」を高めます。

⑥ 性的指向や性自認で悩みを抱える児童生徒は、自分の悩みを秘匿しておきたい場合があることを踏まえた上で、学校においては、日頃から児童生徒が相談しやすい環境を整えていきます。

⑦ 情報モラル教育を推進し、児童生徒がインターネットやＳＮＳの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者、被害者とならないよう継続的に指導・啓発します。また、携帯電話、スマートフォン等の校内の持ち込みおよび校内での使用を禁止します。

（４：ｂ）いじめの早期発見の取り組み

① 児童生徒の心身の状況や変化を的確につかむ健康観察を行います。また、児童生徒との日常の交流を大切にし、生活日記や連絡帳、個人面談、休み時間中の雑談等から児童生徒を丁寧に見取ります。日頃から児童生徒に寄り添う姿勢をもち、児童生徒や保護者との信頼関係を築きます。

② 教職員が学校生活のあらゆる場面において一人ひとりの児童生徒を見守り、情報を共有します。そのため、特に学年内での日頃の情報共有を大切にし、報告・連絡・相談・確認を重視します。

③ 定期的に行う「生活アンケート」の質問項目はいじめに特化せず、生活すべてをとらえるものとすることで児童生徒の実態把握に努めます。必要に応じて聞き取り調査を実施したりするなどの配慮をします。

④ 定期的な面接だけでなく、教職員が常に児童生徒の話に耳を傾ける姿勢を保ち、養護教諭やスクールカウンセラー等を含め、児童生徒が相談したいときにすぐに応えられるよう、校内の教育相談機能の向上に努めます。

⑤ 児童生徒の発達段階に応じて教科、特別活動、総合的な学習の時間等を活用して行う情報モラル教育の充実に向け、研修会などを実施します。また、インターネットやＳＮＳによるいじめ、下校後のいじめなど見えにくいいじめにも注意を払います。さらに、地域から情報が得られるような体制を構築し、いじめの早期発見に役立てます。

⑥ 『いじめ早期発見のためのチェックリスト（教師）』（P18「別紙」）を活用し、児童生徒の変化を見逃さないように努めます。

定期的なアンケートの実施
年７回【４月、６月、６月、９月、１０月、１１月、２月】
定期相談活動の実施
年５回【５月、６月、９月、１１月、２月】
日々の観察と毎日の「生活の記録」の有効活用
日常の中での教職員の情報交換
地域合同補導への参加

（４：ｃ）いじめに対する対応・措置

① いじめを認知したら、特定の教職員で抱え込むことなく、速やかに「いじめ防止対策組織」を開き、組織で対応します。その場合には、多方面からの情報を収集、整理することにより全体像を把握し、解決に向けた手順と方針を決定し、共通理解を図ります。そして、いじめを受けた児童生徒への支援と、いじめを行った児童生徒の指導を分担します。

※担任一人で対応法を決定することはありません。学年団や生徒指導部を含め必ずチームで対応にあたります。

いじめを受けた児童生徒への支援	いじめを行った児童生徒への指導
・信頼関係ができている教職員が対応し、「最後まで絶対に守る」という意思を伝えます。 ・児童生徒の意向を汲みながら、学校生活の具体的なプラン（登下校の方法等）を立てます。 ・心のケアや登下校・休み時間の見守り等、安全で安心できる環境づくりに努めます。	・事態の深刻さを認識させ、いかなる事情があっても、いじめは絶対に許されないことを伝えます。 ・安易な謝罪で済ませず、相手の心の痛みを理解させ、誠意をもって心から謝罪ができるように指導します。 ・いじめに至った要因や背景を踏まえ、立ち直りに向けた相談活動や指導を継続的に行い、自らの生き方をじっくり考えさせます。

② いじめを通報・相談した児童生徒のプライバシーを確実に守ります。勇気をもって教職員にいじめを通報・相談した児童生徒の行動を認め、いじめを通報・相談してきた児童生徒の安全を確保するための取組みを徹底します。

③ 周囲の児童生徒に対しては、自分たちのこととして問題をとらえさせ、いじめの傍観者にならず、いじめ問題の解決に向けた一歩を踏み出す勇気（仲裁者・相談者）がもてるようにします。

④ SNS でのトラブルは、市教育委員会・警察・サーバー管理会社等、関係機関との連携を密にし、すみやかに現状の回復がなされるよう努めます。被害生徒・保護者への支援および、加害生徒・保護者への指導を十分に行うとともに、事案に推移については特に継続的に注視し、再発防止に万全を尽くします。

※インターネット上のいじめが増加しており、児童ポルノ関連のいじめは被害の拡大を防ぐため、直ちに警察に相談・通報します。（文部科学省：「いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携等の徹底について」より）

⑤ 校内の組織や教職員だけでなく、保護者の理解、協力を得ながら対応するとともに、関係機関との連携も視野に入れて対応します。

文部科学省の「いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携等の徹底について」には、犯罪行為（触法行為を含む）として取り扱われるべきいじめなど学校だけでは対応しきれない場合には、生徒の命や安全を守ることを最優先に、直ちに警察に相談・通報を行い、連携して対応にあたると明記されています。本校でも、その内容に即して迅速に対応します。

⇒①学校内外で発生した児童生徒の生命、心身若しくは財産に重大な被害が生じている場合
②被害生徒または保護者の加害側に対する処罰感情が強い場合　等…

・対応の各段階においては、以下の点に留意し、問題の本質的な解決まで継続的に対応します。

段階	留意点
事実把握	・正確で偏りのない事実調査　・全体像の把握　・管理職へ速やかな情報伝達
方針決定	・ねらいの明確化　・指導役割の分担　・全職員の共通理解
指導支援	・被害者の心情理解　・原因の把握　・加害者の反省　・加害者と被害者の融和
継続支援	・正確な経過観察　・再発防止　・当事者、保護者への継続支援

（５）自殺・重大事態につながる可能性がある場合の対応

児童生徒が自殺をほのめかすなど、自殺・重大事態につながる可能性がある場合は、教職員の対応が当該児童生徒に刺激を与えることがないよう留意し、迅速に目立たず対応します。

① 校長のリーダーシップの下、直ちに「いじめ防止対策組織」や職員会議を開き、「子どもの自殺予防マニュアル」（平成２５年度豊橋市教育委員会策定）に基づき、事実関係や今後の方針についての情報を共有します。

② 直ちに教育委員会に報告して情報を共有し、連携して対応します。

③ 全教職員が危機感をもって速やかに当該児童生徒の見守り体制を構築するとともに、家庭や関係機関、スクールカウンセラー、各種相談機関等との連携を図ります。

（６）年間計画　※毎週実施する生活サポート委員会の活動は除く

４月	相談窓口の周知徹底 生徒状況の把握 第１回「学校生活アンケート」の実施	・４月生活サポート（いじめ防止対策）委員会 →年間計画の確認、問題行動調査結果の共有 ・アンケートの分析 ・不登校生徒個々の『校内ケース会議』
５月	第１回定期相談週間（テスト週間に実施） **体育祭練習** **本郷祭（体育の部）**	・５月生活サポート（いじめ防止対策）委員会 →GW あけの行動観察、情報共有
６月	第２回「学校生活アンケート」の実施 第２回定期相談週間（テスト週間に実施） 第３回「学校生活アンケート」の実施	・６月生活サポート（いじめ防止対策）委員会 →アンケート、相談の分析
７月	**三者面談（家庭での様子の把握）**	・７月生活サポート（いじめ防止対策）委員会 →進捗確認、夏休みの対応、２学期に向けた支援の検討
８月		・現職研修：進捗確認
９月	第４回「学校生活アンケート」の実施 第３回定期相談週間（テスト週間に実施）	・「居場所づくり」・「絆づくり」の場面の設定を意識した本郷祭の計画・実施 ・９月生活サポート（いじめ防止対策）委員会 →夏休みあけの行動観察、情報共有
１０月	第５回「学校生活アンケート」の実施 **合唱コンクール練習** **本郷祭（文化の部）・合唱コンクール**	・１０月生活サポート（いじめ防止対策）委員会→アンケートの分析、取り組みの検証 ・「居場所づくり」・「絆づくり」の場面の設定を意識した合唱コンクールの計画・実施
１１月	第４回定期相談週間（テスト週間に実施） 第６回「学校生活アンケート」の実施	・１１月生活サポート（いじめ防止対策）委員会→相談の分析 ・現職研修「不登校、不適応の対策」 ・学校評価アンケートの実施
１２月	**三者面談（家庭での様子の把握）**	・１２月生活サポート（いじめ防止対策）委員会→情報共有
１月		・１月生活サポート（いじめ防止対策）委員会 →冬休みあけの行動観察、情報共有
２月	第７回「学校生活アンケート」の実施 第５回相談週間（テスト週間に実施）→１・２年生	・２月生活サポート（いじめ防止対策）委員会 →アンケート、相談の分析
３月		・３月生活サポート（いじめ防止対策）委員会 →学校評価における年間の取り組みの検証と次年度年間計画の策定

5　家庭の取り組み（保護者の皆さまへ）

（１）学校への相談

お子さまがいじめを受けていると訴えた場合や、その疑いがある場合には、速やかに学校に相談してください。

（２）思いやりの心や規範意識の醸成

保護者の方は、お子さんがいじめを行うことがないよう、思いやりの気持ちや規範意識を育む必要があります。いじめを行う子どもは心に悩みやストレスを抱えていると言われています。保護者の方は、様々な要因から少しずつ蓄積されるわが子のストレスに目を向け、日々の会話や日常生活の中でその解消に努めてください。

（３）「観衆」「傍観者」とならない指導

日頃から、お子さまに対して誰もがいじめの加害者にも被害者にもなり得ることを意識させ、いじめに加担したり、見て見ぬふりをしたりすることがないように言い聞かせてください。

（４）インターネットやSNSの正しい利用

インターネットやＳＮＳ上でのいじめについては、学校で把握することが困難な場合もあるため、保護者が見守る必要があります。 そのため、お子さまにスマートフォンなどインターネットやＳＮＳが利用できるメディアをもたせる場合は、必ず親子で話し合い、お互いが納得のできる約束を決めるとともに、日頃からインターネットやＳＮＳの正しい使い方などを積極的に家庭内で話題にし、保護者による見守りを継続してください。

例）フィルタリングをかける。時間制限を設ける。自分の部屋に持ち込ませない。等

（５）いじめの早期発見のためのチェックリストの活用

『いじめの早期発見のためのチェックリスト（保護者）』（P19「別紙」）を活用して、お子さまの変化を見逃さないようにしてください。

基本方針の体系図

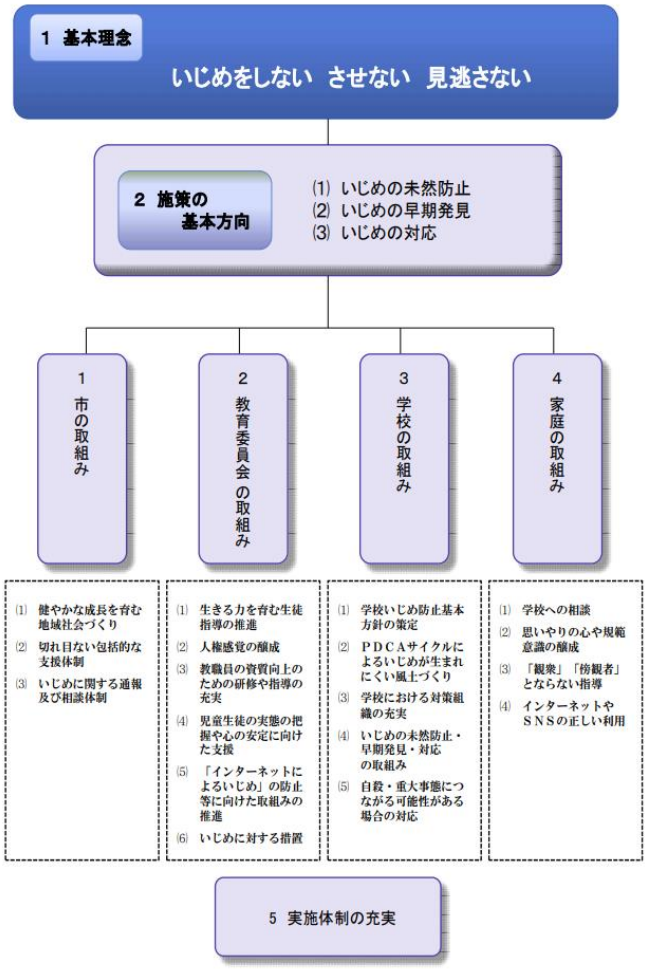

6　重大事案への対応

1　いじめによる重大事態とは

・いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める場合
生命・心身・財産重大事態（法第 28 条第１項第１号）
・いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合
不登校重大事態（同条第２項）

○第１号生命・心身・財産重大事態については、いじめ又はその疑いが確認された場合、いじめを受けた児童生徒の状況に着目して判断する必要があります。例えば、以下のような場合が考えられます。

・児童生徒がいじめ自殺を企図した場合　　・精神性の疾患を発症した場合
・身体に重大な傷害を負った場合　　・金品等に重大な被害を被った場合
・いじめにより転学等を余儀なくされた場合

○第２号不登校重大事態における「相当の期間」とは、不登校の定義を踏まえて年間３０日を目安としますが、日数だけでなく、個々の状況等を十分把握した上で判断します。ただし、児童生徒が一定期間連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要です。

なお、いじめを受けて重大事態に至ったという申し立てが児童生徒や保護者からあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」又は「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして扱う必要があります。

2　いじめ重大事態の基本的な対応

（1）いじめの重大事態発生から調査開始

学校に在籍する児童生徒に重大事態が発生した場合、重大事態に適切に対処し、同じことが繰り返されることのないよう、速やかに調査を行います。

① 学校は重大事態が発生した場合、直ちに教育委員会に報告します。教育委員会は、その旨を市長に報告します。（法第３０条第１項）
② 教育委員への報告を迅速に行うとともに、対処方針を決定する際は、教育委員会会議を招集します。
③ 教育委員会は、その事案について調査を行う主体や、どのような調査組織とするかについて判断します。
④ 被害者児童生徒及び保護者に対して、調査方針の説明を行います。
⑤ 加害者児童生徒及び保護者に対して、調査方針の説明を行います。

（2）重大事態調査の実施

学校又は教育委員会は、事実関係を明確にするための調査を行います。　（法第２８条第１項）
なお、調査委員は、当該事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者であることに留意します。

学校が調査の主体となる場合

学校に設置された「いじめ防止対策組織」を母体とし、「学校いじめ防止基本方針」にしたがって調査を行います。 教育委員会は、必要な情報の提供や指導、支援を行います。

教育委員会が調査の主体となる場合

速やかに「いじめ問題調査委員会」を招集し、事実関係を明確にするための調査を行います。 調査にあたっては、重大事態にいたる要因となったいじめ行為が、いつ（いつ 頃から）、どこで、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなど、客観的な事実関係を可能な限り網羅的に明確にする必要があります。

学校及び教育委員会においては、たとえ不都合な事態があったとしても、事実にしっかり向き合おうとする姿勢が重要であり、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組む必要があります。

【いじめを受けた児童生徒からの聞き取りが可能な場合】

いじめを受けた児童生徒から情報を十分に聞き取るとともに、必要に応じて在籍児童生徒や教職員に対し質問紙調査や聞き取り調査を行います。一方、いじめを行った児童生徒にも聞き取りを行い、双方の聞き取り内容に基づき、事実を特定します。

【いじめを受けた児童生徒からの聞き取りが不可能な場合】

いじめを受けた児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聞き取るとともに、今後の調査について迅速に当該保護者と協議し、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聞き取り調査により、できる限り多くの情報を集め、客観的な事実を明らかにします。

（3）重大事態調査結果の説明・報告

学校又は教育委員会は、調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童生徒・保護者に対して説明します。また、いじめを受けた児童生徒等に説明した方針に沿っていじめを行った児童生徒・保護者も対しても説明します。

（4）重大事態調査結果の公表検討

公表するか否かについては、学校の設置者及び学校として、当該事案の内容や重大性、対象児童生徒・保護者の意向、公表した場合の児童生徒への影響等を総合的に勘案して、適切に判断することになります。個人情報保護法や情報公開条例等に基づいた対応を行った上で特段の支障がなければ、公表することが望ましいとされています。

3　いじめ重大事態調査完了後の対応

（1）いじめを受けた児童生徒への支援

重大事態に関わるいじめを受けた児童生徒は、心身ともに大きな傷を負っていることが考えられることから、まず、当該児童生徒の心の安定、身体の安全を確保することに全力で取り組みます。その後、心身に負った傷の回復に向けて支援するとともに、安心して学校生活を送ることができるように支援します。

・登校できていない場合には、家庭を訪問して、学級担任や養護教諭、スクールカウンセラー等によって、心情を粘り強く丁寧に傾聴します。

・いじめに関わる事実関係を明らかにするための聞き取りを丁寧に行い、解決に向けて、当該児童生徒の意向を踏まえながら、望ましい解決方法をともに検討します。

・安心して生活できる場や時間などの、学習・生活環境を確保します。
・不安を取り除き、心の安定を確保するために、スクールカウンセラーや臨床心理士による心のケアを行います。

（2）いじめを受けた児童生徒の保護者への対応

当該児童生徒の保護者については、重大ないじめを受けたわが子の心身に対する心配や、わが子が重大ないじめを受けたことに対する怒り、いじめを行った児童生徒やその保護者への不信感などを、強く抱いていることが考えられます。このような保護者の心情を察しながら、当該児童生徒の心身の安定に努め、対応や支援を行います。

- 学校の管理下で重大事態が発生した場合は、事実を真摯に受け止め、対処に向けて最善を尽くすことを伝えます。
- 受けたいじめに関わる事実や、児童生徒の心身の状況について丁寧に説明します。
- いじめの解決に向けて、保護者の意向を丁寧に聞き取り、望ましい解決方法をともに検討します。
- 当該児童生徒の支援を行いながら、「いじめ防止対策組織」で専門医療機関等への受診が必要と判断された場合には、保護者に受診を勧めます。
- 保護者自身が不安を抱いている場合、教育相談員や臨床心理士の活用を勧めるなど、市の相談窓口を通じて関係機関との連携を図ります。

（3）いじめを行った児童生徒への指導

いじめを行った児童生徒に対しては、その行為が決して許されない行為であることを十分認識させ、決して繰り返さないよう指導します。その際、いじめを受けた児童生徒の立場になり、相手の心の痛みを推測させることによって、 自己の行為の重大さを実感させ、深い反省の上に立って再発防止を自ら誓うことができるようにします。また、スクールカウンセラーや臨床心理士による面談も受けさせながら、本人の心の弱さを受け止め、心情に寄り添いながら指導することにより、本人の心からの反省を促すとともに、その後の学校生活への前向きな姿勢を引き出していきます。

（4）いじめを行った児童生徒の保護者への対応

当該児童生徒の保護者に対しては、いじめに関する一連の事実を丁寧に伝え、その行為の重大さを当該児童生徒とともに認識してもらうことで、解決に向けた道筋を示して、保護者の協力を求めます。その後、児童生徒への接し方や保護者としての役割について、適切に助言します。

（5）落ち着いた学校生活を取り戻すための対応

事案の重大性を踏まえ、教育委員会においては、学校と連携の下、児童生徒に関して、出席停止措置の活用や、いじめられた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、就学校の指定の変更や区域外就学等の弾力的な対応を検討するなど、必要な対応を行います。また重大事態が発生した場合に、関係のあった児童生徒が深く傷つき、学校全体の児童生徒や保護者、地域にも不安や動揺が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合もあります。 学校及び教育委員会は、児童生徒や保護者への心のケアと、落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、情報発信の際には、プライバシーへの配慮に留意した対応を行います。

３　市長による再調査及び再調査を踏まえた措置

市長は、重大事態の調査結果の報告を受けた場合、当該重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認める場合には、市長主導の下、「いじめ問題再調査委員会」により調査結果についての調査（以下、「再調査」という。）を行います（法第３０条第２項）。

（１）議会への報告

再調査を行った場合、プライバシーに対しての配慮を確保した上で、市長はその結果を議会に報告します（法第３０条第３項）。

（２）調査を踏まえた措置

再調査を行った場合、市長又は教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、指導主事や専門家を派遣するなど、自らの権限及び責任において、当該調査に関わる重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講じます。

【いじめによる重大事態に対処に関するフロー図】

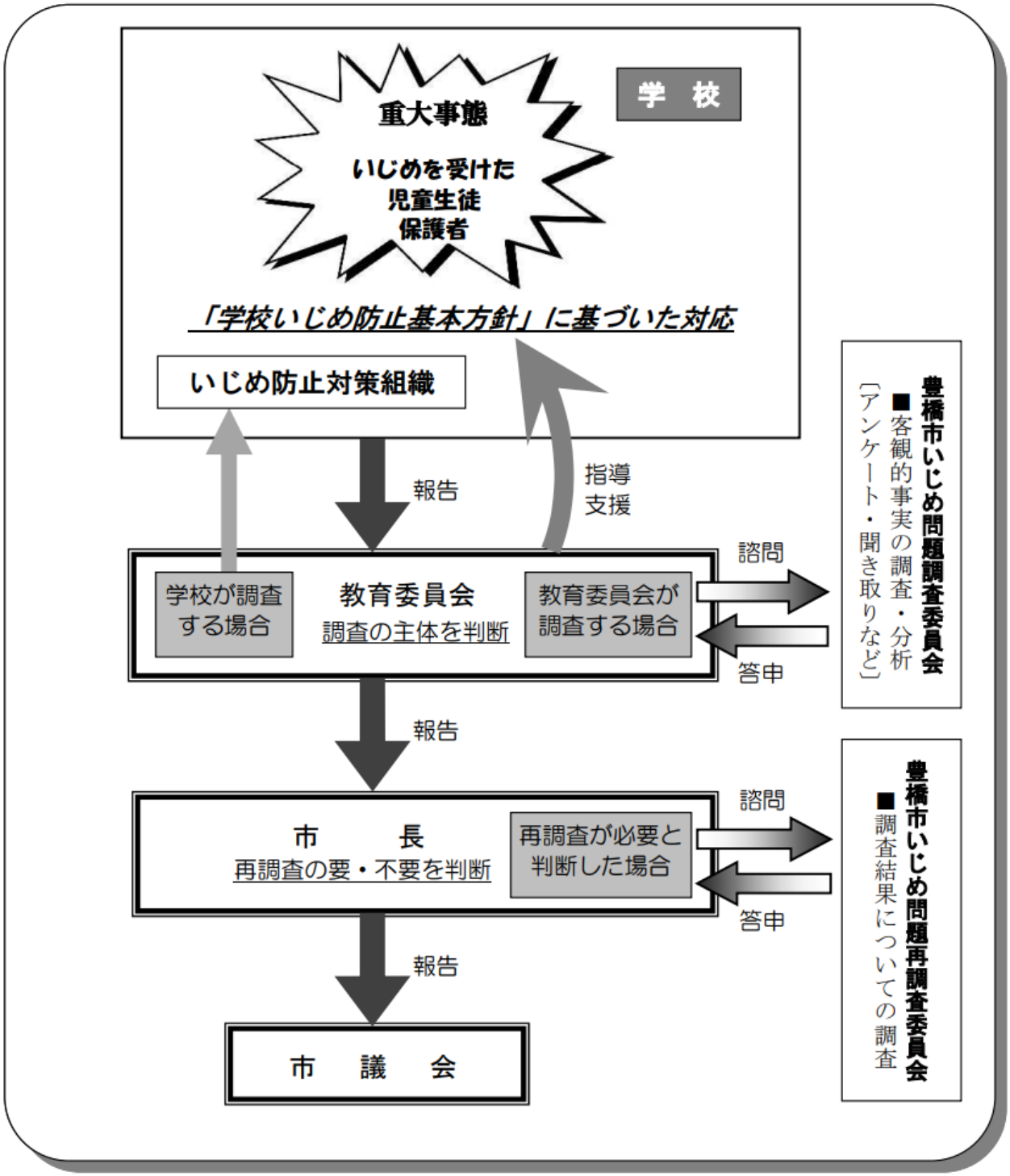

【重大事態発生時の調査対応図】

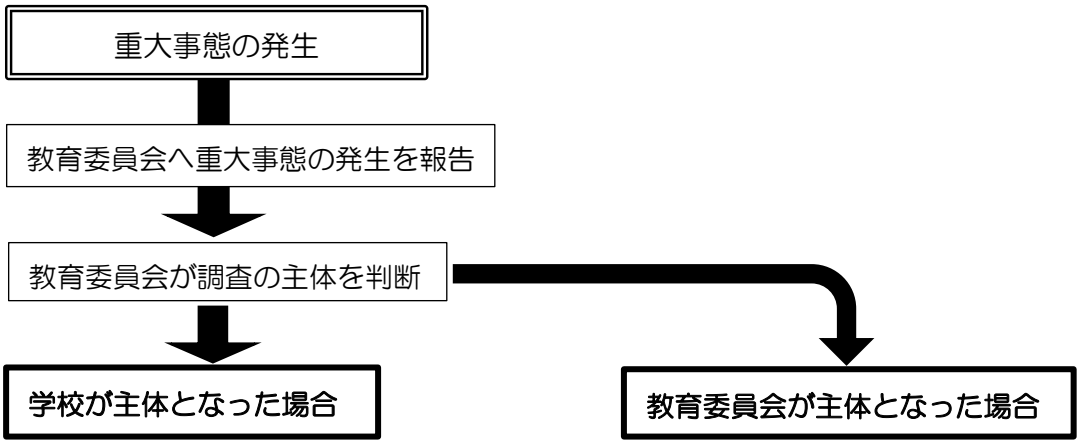

学校に重大事態の調査組織を設置

※「本郷中学校いじめ調査委員会」を設置。
※組織の構成については、当該事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しないものであることに留意。

事実関係を明確にするための調査を実施

※因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査する。
※事実としっかり向き合う姿勢を大切にする。

いじめを受けた児童生徒およびその保護者へ適切な情報提供

※関係者の個人情報に十分配慮しつつ、情報を適切に提供する。
※調査にあたって実施するアンケートは、調査に先立ちその旨を調査対象の在校生や保護者に説明する。

調査結果を教育委員会に報告

※希望があれば、いじめを受けた児童生徒または保護者の所見をまとめた文書も調査結果に添付する。

調査結果を踏まえた必要な措置

※調査結果を踏まえ、再発防止に向けた取り組みを検討し、実施する。
※当該加害・被害児童生徒・保護者へのケア・見守りを継続する。
※状況に応じてスクールカウンセラーによる心のケアを行う。
※再発防止に向けた取り組みを行う。
※マスコミ対応が必要な場合は、窓口を一本化し、原則として教頭が対応する。校長は教育委員会の指示を仰ぎながら、全体を統括する。

【関係機関連絡先】

	機関名	住所・運営組織等	電話番号
行政・警察	学校教育課	豊橋市今橋町１　市役所東館 11 階	５１－２８２６
	生涯学習課	豊橋市今橋町１　市役所東館 11 階	５１－２８５７
	子育て支援課	豊橋市今橋町１　市役所東館 2 階	５１－２３２５
	ココエール 子ども若者総合相談支援センター	豊橋市松葉町三丁目１ （こども未来館東側）	５４－７８３０
	東三河教育事務所	豊橋市八町通り五丁目４　東三河県庁 3 階	５４－５１１１（内線４６７）
	県教育委員会義務教育課	名古屋市中区三の丸３－１－１	０５２－９５４－６７８９
	東三河児童障害者相談センター	豊橋市八町通五丁目４　東三河県庁 1 階	５４－６４６５（直通）
	豊橋警察署生活安全課少年係	豊橋市八町通三丁目８　豊橋警察署 3 階	５４－０１１０（内線２７２）
	少年愛護センター	松葉町３丁目１－２ 子ども若者総合相談支援センター内	２１－９１２３

相談機関	教育会館教育相談室	豊橋市神野ふ頭町３－２２	３３－２１１５
	こころの健康相談（健康増進課）	豊橋市中野町中原１００　ほいっぷ内	３９－９１４５
	子ども若者総合相談窓口	豊橋市こども若者総合相談支援センター	５４－７８３０
	こども専用相談ダイヤル	豊橋市こども若者総合相談支援センター	０８０－０２００－７８３２
	24 時間子供 SOS ダイヤル	教育委員会相談機関	０１２０－０－７８３１０
	家庭教育相談電話	愛知県教育委員会	０５２－９６１－０９００
	ヤングテレホン	愛知県警察本部	０５２－７６４－１６１１
	被害少年相談電話	愛知県警察本部	０１２０－７８６７－７０
	子ども人権１１０番	名古屋法務局	０１２０－００７－１１０
	子ども・家庭１１０番	中央児童相談所	０５２－９５３－４１５２
	児童相談所虐待対応ダイヤル	各地区児童相談所	１８９
	こころの電話	愛知県教育・スポーツ振興財団	０５２－２６１－９６７１
	教育相談	愛知県総合教育センター	０５６１－３８－２２１７

適応指導教室	とよはしほっとプラザ東	大岩町火打坂１９－１６	０９０－７８３９－７９１６
	とよはしほっとプラザ中央	富本町国隠６７（南部窓口センター２F）	０９０－７６９３－２３３８
	とよはしほっとプラザ西	牟呂町東里２６	０７０－４３０８－３７８１

（別紙）

いじめ早期発見のためのチェックリスト（教師）

登校時から始業時	□朝早く登校したり、遅く登校したりする。 □いつも一人で登下校したり、友達と登下校したりしていても表情が暗い。 □自分から挨拶しようとせず、友達からの挨拶や言葉かけもない。 □元気がなく、顔色がすぐれない。 □理由のはっきりしない遅刻・早退を繰り返し、欠席も目だつ。
授業・学級活動等の時間	□授業が始まってから、一人遅れて教室に入ってくる。 □体の不調を訴え、たびたび保健室やトイレに行く。 □以前に比べて、声が小さい。ぼんやりしていることが多い。 □うつむきかげんで発言しなくなる。 □学習意欲がなくなり、成績が急に下がり始める。 □配付したプリントなどが届いていない。 □グループ活動の際、一人だけ外れている。 □ふざけた雰囲気の中で、係や委員等に選ばれる。 □教科書・ノート等が紛失したり、落書きされたりする。 □教職員が褒めると、周りの子があざけたり、しらけたりする。 □何人かの視線が特定の児童・生徒に集中したり、目配せしたりなどのやりとりがある。 □発言するとやじられたり、笑われたり、冷やかしの声があがったりする。 □特定の児童・生徒の作品が傷つけられていたり、放り投げられていたりする。 □特定の児童・生徒が指名されると、にやにやする者がいる。 □特定の児童・生徒の持ち物に触れることを嫌がる者がいる。
休み時間	□仲のよかったグループから外され、教室や図書室等で一人ぽつんとしている。 □一人で廊下をうろうろしたり、用がないのに職員室付近で過ごしたりすることが多い。 □教職員に頻繁に接触したり、話しかけてきたりする。 □保健室に行く回数が多くなり、教室に戻りたがらない。 □友達と過ごしているが表情は暗く、おどおどした様子がみられる。 □遊びの中で笑いものにされたり、からかわれたり、命令されたりしている。 □遊びの中で、いつも嫌な役をやらされている。（道具の後始末、他） □周りの友達に必要以上の気づかいをしている。 □特定の児童・生徒のそばを避けて通るなどの嫌がらせが見られる。
下校時	□下校が早い。あるいは、用がないのにいつまでも学校に残っている。 □玄関や校門付近で、不安そうな顔をしておどおどしている。 □いつも友達の荷物を持たされている。 □靴や傘等が紛失する。
その他	□給食時、机が微妙に離され、一人寂しく食べている。 □給食のメニューによって、配膳の量を極端に多くされたり少なくされたりする。 □清掃時、いつもみんなが嫌がる仕事や場所が割り当てられている。 □清掃時、他の児童・生徒から一人離れて掃除や後片づけをしている。 □清掃時、特定の児童・生徒の椅子や机が運ばれなかったり、放置されたりする。 □部活動をよく休むようになったり、急にやめたいと言ったりし始める。 □集団活動や学校行事に参加することを渋る。 □理由のはっきりしない衣服の汚れやけがなどが見られ、隠そうとする。 □日記やノート等に、不安や悩みを感じる表現や投げやりな記述が見られる。 □異なる通学経路から登下校する。 □学校生活アンケートで書き直した跡がある。

いじめ早期発見のためのチェックリスト（保護者）

家庭	□理由のはっきりしない衣服の汚れや破れが見られることがある。 □理由のはっきりしないあざやけが（殴られた跡）がある。 □持ち物（学用品や所持品）がなくなったり、壊されたりしている。 □家族との会話が減ったり、学校の話題を意図的に避けたりする。 □ささいなことで怒ったり、家族に八つ当たりしたりすることが多くなった。 □登校時間になると、体調不良を訴えることがよくある。 □家庭から金品を持ち出したり、必要以上に金品を要求したりする。 □友達や学級の不平・不満を口にすることが多くなった。 □これまで仲のよかった友達との交流が極端に減った。 □友達からの電話に出たがらなかったり、遊びの誘いを断ったりする。